

VI 畜 産 の 部

解 説

この部には、「畜産統計調査」による主要家畜の飼養戸数及び飼養頭羽数に関する統計と、「牛乳製品統計調査」による牛乳及び乳製品の生産に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 畜産統計調査

ア 調査の目的

この調査は、主要家畜（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及びブロイラー）に関する飼養戸数、飼養頭羽数等を把握し、我が国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、畜産行政推進のための基礎資料を整備することを目的とする。

なお、豚、採卵鶏及びブロイラーは、2020年農林業センサス実施年のため、令和2年の調査は休止した。

イ 調査の時期

毎年2月1日現在

ウ 調査方法

乳用牛及び肉用牛については、牛個体識別全国データベース（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第3条第1項の規定により作成される牛個体識別台帳に記載された事項その他関連する事項をデータベースとしたもの。以下「個体データ」という。）及び（一社）家畜改良事業団が集計分析した乳用牛群能力検定成績（以下「検定データ」という。）等の情報により集計した。

エ 集計方法

(ア) 飼養戸数

飼養戸数は、個体データに登録されている飼養者ごとの飼養形態（乳牛・肉牛・複合）を集計した。

具体的には、個体データに登録されている飼養者の飼養形態別コードが乳牛又は複合の者を乳用牛飼養者、個体データに登録されている飼養者の飼養形態別コードが肉牛又は複合の者を肉用牛飼養者として集計した。

ただし、飼養形態が乳用牛飼養者であっても個体データに乳用牛の頭数登録がない飼養者及び飼養形態が肉用牛

飼養者であっても個体データに肉用牛の頭数登録がない飼養者は、飼養戸数に含めない。

(イ) 飼養頭数

＜飼養頭数の集計項目＞

飼養頭数	乳用種	めす	成畜（2歳以上）	①	乳用牛 (①+⑥)	
			経産牛	②		
			搾乳牛	③		
			乾乳牛	④		
			未経産牛	⑤		
			子畜（2歳未満の未経産牛）	⑥		
	B	E	乳用種のめす牛 (ホルスタイン種他めす)	I	肉用牛 (I+F+ ⑦+⑧+⑨ +D)	
			おす	F		
	A	肉用種	めす	子取り用めす牛		⑦
				C		おす
育成牛		⑨				
交 雑 種			D			

A～I：個体データにより算出する項目
 ①～⑥：個体データ及び検定データにより算出する項目
 ⑦～⑨：個体データ及び畜産統計調査の過去データにより算出する項目

(2) 牛乳製品統計調査

ア 調査の目的

この調査は、牛乳及び乳製品の生産・出荷及び在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の資料を整備することを目的に実施した。

イ 調査の時期

調査対象期間は毎年1月1日から12月31日までの1年間。なお、処理工場数は毎年12月31日現在で把握した。

ウ 調査の方法

農林水産大臣が委託した民間業者が牛乳処理場及び乳製品工場（アイスクリームのみを製造する工場のうち、年間5万リットルに満たない工場を除く。）を対象に、郵送により調査票を配付・回収する自計調査又はオンラインにより回収する自計調査として実施した。

2 用語の解説

(1) 乳用牛

搾乳を目的として飼養している牛及び将来、搾乳牛に仕立てる目的で飼養している子牛をいう。

この調査では、めすのみを調査の対象とし、交配するためのおすは除く。

なお、搾乳の経験のある牛を肉用に肥育（例えば老廃牛の肥育）中のもは乳用牛とした。

(2) 肉用牛

肉用を目的として飼養している牛をいう。肉用牛、乳用牛の区分は、品種区分ではなく利用目的によって区分した。したがって、乳用種のおすばかりでなく、未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。

(3) 肥育豚

自家で肥育して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと豚として販売するものは含めない。

(4) 子取り用めす豚

生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けをすることが確定している豚をいう。

(5) 採卵鶏

鶏卵を生産することを目的として飼養している鶏をいう。ただし、産卵していても愛玩用として飼養している鶏は含めない。

(6) 種鶏

種卵生産を目的として飼養する鶏をいう。

(7) ブロイラー

食用を目的として飼養し、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏をいう。採卵鶏の廃鶏は含まない。

(8) 生乳生産量

初乳（分娩後5日内の乳）を除く生乳の総量をいう。処理場・工場に出荷された生乳の数量及び生産者の自家飲用や子牛ほ乳用などの出荷されない生乳の数量を含めた。

なお、生産者が疾病、薬剤投与等により生乳を廃棄した場合は、生産量に含めない。

(9) 牛乳等

飲用牛乳等に乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を加えたものを総称して牛乳等という。

「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）では、乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料は乳製品に分類しているが、これ

らは製造過程及び施設が飲用牛乳等と同一又は類似しており、流通も同一であることから、本調査では牛乳等として分類した。

(10) 牛乳

生乳以外のものを混入することなく、直接飲用又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛の乳で、乳等省令に沿って製造されたものをいう（以下の加工乳についても同様に、乳等省令に沿って製造されたものとする。）。

(11) 加工乳

生乳、牛乳若しくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工したもの（成分調整牛乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を除く。）をいう。

(12) 乳飲料

生乳、牛乳若しくは特別牛乳及びこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料をいう。

3 利用上の注意

この部に掲載した飼養戸数については、4桁以上の数値を以下の基準により四捨五入し、3桁以下については原数表示した。

また、飼養頭羽数については、次の基準により四捨五入した。

したがって、各数値の積上げ値と合計又は北陸計は一致しない場合がある。

原数	7桁以上 (100万)	6桁 (10万)	5桁 (1万)	4桁 (1000)	3桁 (100)	2桁 (10)	1桁以下 (1)	
四捨五入する桁数 (下から)	3桁	2桁		1桁				
例	四捨五入する前 (原数)	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123	12	1
	四捨五入した数値 (統計数値)	1,235,000	123,500	12,300	1,230	120	10	0

この部についての照会先

統計部 生産流通消費統計課

電話(076)263-2161 内線3646

直通(076)232-4895